

労働者派遣基本契約書（案）

派遣先 福岡県水産海洋技術センター（以下「派遣先」という。）と派遣元（以下「派遣元」という。）との間において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣元が派遣先に派遣する労働者（以下「派遣労働者」という。）に関し、次の条項によって基本契約を結ぶものとする。

（目的）

第1条 本契約は、派遣元の雇用する労働者を、その雇用関係の下に派遣先へ派遣し、派遣先の指揮命令を受けて労働に従事させることを目的とする。

（個別契約において定める事項）

第2条 派遣労働者の派遣先への派遣に係る就業条件その他の労働者派遣法第26条において労働者派遣契約に定めるべきこととされている事項については、労働者派遣個別契約書（以下「個別契約」という。）により定めるものとする。

（契約の有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、派遣元が一般労働者派遣事業者の廃止の届出を行った場合、一般労働者派遣事業者の許可の更新を行わなかった場合、及び労働者派遣法第6条に規定する欠格事由に該当することとなった場合、そのいずれかに該当することとなった日をもって本契約は終了するものとする。

（契約額）

第4条 労働者派遣契約額（以下「契約額」という。）は、（うち取引にかかるとする。）
にかかるとする。消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第5条 派遣先は、派遣元に対して契約保証金を福岡県財務規則170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。※契約締結する契約書には、金額または「財務規則第170条〇号により免除する」等を記載

（適正労働者等）

第6条 派遣元は、派遣先における業務を達成するために必要な資格、能力、知識、技術、技能、及び経験等を有する労働者を派遣先に派遣するものとする。
2 派遣先は、派遣労働者が前項の要件を欠いていると認めたときは、派遣元にその是正を求め、改善が認められないときは代替要員の派遣を求めることができる。また、派遣労働者が当該要件を欠くに至った場合も同様とする。

（欠員補充等）

第7条 派遣元は、派遣労働者の病気、事故、年次有給休暇の取得その他の事由により派遣労働者に欠員が生じる恐れがある場合は、速やかに派遣先にその旨連絡するとともに、欠員が生じないよう措置を講じるものとする。また、欠員が生じた場合は、速やかにその欠員の補充を行うものとする。ただし、派遣先においてその必要がない旨を連絡したときは、

この限りではない。

(機密保持)

第8条 派遣元は、派遣先において業務上知り得た事項を他に漏洩してはならない。

2 派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の雇用する労働者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(保有個人情報の保護)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(就業条件の確保)

第10条 派遣元は、派遣労働者の就業（以下「派遣就業」という。）について、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外・休日労働協定その他の所定の法令上の手続き等を講じるとともに、派遣就業が適正に行われるよう、派遣労働者に係る就業上の諸規則を整備し、派遣就業条件の確保を図るものとする。

(業務指揮)

第11条 派遣元は、派遣労働者に対しあらかじめ派遣先における業務遂行上の指揮命令者及び当該指揮命令者が不在の場合の代理命令者について、派遣労働者に明示するものとする。

2 派遣元は、派遣先の事業所において、派遣労働者が派遣先の指揮命令に忠実に従い、派遣先の職場の規律、秩序及び指揮命令上の諸規則等を遵守するよう、教育指導等適切な措置を講じるものとする。

(勤務状況の確認)

第12条 派遣元は、毎月1回以上派遣労働者と連絡を取り、勤務状況等を把握するものとする。また、3月に1回以上派遣先を訪れて配置先での勤務状況等を確認するとともに指揮命令者から就業状況を聴取し、必要に応じて派遣先の派遣先責任者及び指揮命令者を交えた意見交換の機会を設けるものとする。

(報告書の提出)

第13条 派遣元は、業務が完了したときは、直ちに業務内容を記録した報告書（以下「報告書」という。）を派遣先に提出しなければならない。

2 派遣先は、前項の報告書を受領したときは、遅滞なく業務内容について確認の検査を行わなければならない。

(契約額の支払)

第14条 派遣元は、前条第2項の規定による履行確認を受けたときは、派遣先が指定する請求書により契約額の支払いを派遣先に請求するものとする。

2 派遣先は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、派遣元に契約額を支払うものとする。

(労災対応・安全衛生)

第15条 派遣先及び派遣元は、労働安全衛生法の適用により責任を負うべき事項を遵守するものとし、派遣元は、派遣労働者に安全衛生教育を行った上で派遣先に派遣するものとする。

2 派遣先は、建物機械設備等の安全衛生に係る措置を講ずるものとする。

3 派遣元は、派遣労働者及びその遺族が労働者災害補償保険法に基づく労災等の給付申請

を行うときは、派遣先に報告と協力を求め、相互に連絡の上、迅速かつ適正に行うものとする。

4 派遣先及び派遣元は、派遣労働者に係る安全配慮義務を負うものとする。

(労働者死傷病報告)

第 16 条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者が労働災害により死亡又は負傷等したときは、労働安全衛生法及び同施行規則の定めに従い派遣先の事業場の名称等を記載した労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署にそれぞれ提出しなければならない。この場合において、派遣先及び派遣元は、労働者死傷病報告を提出したときには、その写しを相手方に送付しなければならない。

(契約不適合責任)

第 17 条 派遣先は、派遣元の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、派遣先が必要と認める方法により修補又は履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、派遣先は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、派遣元は、派遣先に不相当な負担を課するものでないときは、派遣先が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、派遣先が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、派遣先は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 派遣元が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、派遣先がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 派遣先は、派遣元の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 派遣先は、納品時から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(苦情処理等)

第 18 条 派遣先は、派遣労働者の労働にあたり労働基準法等の諸法令及び個別契約を遵守するものとし、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、速やかに派遣元に連絡の上、迅速かつ適正な処理を図るものとする。

(契約の変更)

第 19 条 天変地変、その他やむを得ない理由により期間内に業務の履行ができない場合には、派遣先及び派遣元間において協議し、契約を変更することができる。

2 派遣先は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にもとめない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、派遣元への通知をもって仕様書を変更することができる。

(事情変更による契約額の変更)

第 20 条 派遣先又は派遣元は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期する

このできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、契約額が著しく不相当となったときは、相手方に対し、契約額の変更を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき契約額の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、契約額の変更額について、派遣先及び派遣元が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、派遣先が定め、派遣元に通知する。

(労働者派遣契約の解除)

第21条 派遣先又は派遣元は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 派遣先は、派遣労働者の国籍、信条、性別及び社会的身分並びに派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として、個別契約を解除することはできない。
- 3 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により個別契約の契約期間が満了する前に当該契約の解除を行おうとする場合は、派遣元の合意を得ることはもとより、当該契約の解除行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元に解除の申入れを行うものとする。
- 4 派遣先及び派遣元は、個別契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない事由により当該契約の解除を行った場合には、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。
- 5 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により個別契約の契約期間が満了する前に当該契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができないときには、少なくとも当該契約の解除に伴い、派遣元が当該契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが30日前までに行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日分、当該予告をした日から解雇の日までの日数分の賃金に相当する額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。ただし、派遣先が賠償する額は、契約の解除に伴い派遣元に生じた損害の額を上限とする。その他、派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずるものとする。
- 6 派遣先及び派遣元双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合について十分に考慮するものとする。
- 7 派遣先が個別契約の契約期間が満了する前に当該契約の解除を行おうとする場合で、派遣元から請求があつたときは、派遣先は当該契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにするものとする。

(派遣先の催告によらない解除権)

第22条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により派遣元に損害があつても、派遣先はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

- 2 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により派遣元に損害があっても、派遣先はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 一 前項各号に定めるもののほか、派遣元の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 派遣元がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がその債務の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 第 26 条又は第 27 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 七 第 30 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 八 第 30 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、派遣先がこの契約を解除したときは、派遣元は違約金として、派遣先が契約を解除した日から 10 日以内に、契約額の 100 分の 10 に相当する金額を派遣先に支払わなければならない。この場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、派遣先は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、派遣先は派遣元に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、派遣元に対する派遣先の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

- 第 23 条 派遣先は、警察本部からの通知に基づき、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により派遣元に損害があっても、派遣先はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与し

たとき。

- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受託者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受託者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、委託者は受託者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受託者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受託者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により委託者が受託者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。
 - 5 委託者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受託者が正当な理由がなく委託者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 7 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、委託者は受託者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受託者に対する委託者の損害賠償の請求を妨げない。

（損害賠償）

第24条 前条に定める場合のほか、派遣先若しくはその職員又は派遣元若しくはその派遣労働者が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

（派遣先の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第22条及び第23条各号に定める場合が派遣先の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣先は、第22条及び第23条の規定による契約の解除をすることができない。

（派遣元の催告による解除権）

第26条 派遣元は、派遣先がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 派遣元は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、派遣元に損害があるときは、派遣先に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（派遣元の催告によらない解除権）

第27条 派遣元は、第19条の規定による仕様変更により契約額の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 派遣元は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、派遣元に損害があるときは、派遣先に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（派遣元の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 28 条 第 26 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合が派遣元の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣元は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(遅滞損害金)

第 29 条 派遣元の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、契約額の年 3.0 パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、派遣先の指定する期間内に派遣先に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 30 条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 委託者は、受託者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受託者の委託料債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を委託者に提出しなければならない。

(紛争解決)

第 31 条 本契約について派遣先及び派遣元間に紛争を生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。

(所轄裁判所)

第 32 条 本契約に関する訴えの管轄は、派遣先の所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

(協議)

第 33 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、派遣先及び派遣元間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、派遣先及び派遣元は次に記名し、印を押すものとする。
本契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

派遣先 福岡市西区今津 1 1 4 1 番地の 1
福岡県水産海洋技術センター
所長 秋本 恒基

派遣元

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 乙は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、甲から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため、甲の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 乙は甲から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 乙は、甲から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 乙は、上記のほか、甲から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置

- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

（従事者への研修）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

（再委託の禁止）

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 乙は、第1項の事案が発生した場合であって、甲から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、甲の指示に従うこと。

（調査）

第15 甲は、乙に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

（指示及び報告）

第16 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（取扱記録の作成）

第17 乙は、甲から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

（運搬）

第18 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第19 甲は、乙が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である福岡県を、乙は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第1、第2、第4、第11から第14まで及び第19に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。